○内閣府告示第六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　人吉市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　人吉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）及び訪日旅行促進事業（四の六）

○内閣府告示第六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町

二　地域再生計画の名称　人間性の回復と低炭素社会の実現を図るためのまちづくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　始良市

二　地域再生計画の名称　始良市つながり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　始良市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道及び岩見沢市

二　地域再生計画の名称　南空知ふるさと圏の均衡ある発展に向けた交通ネットワークの整備

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道樺戸郡月形町の全域及び岩見沢市の区域の一部（旧岩見沢市及び旧北村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県三戸郡三戸町

二　地域再生計画の名称　【『水辺』の再生から『地域』の再生へ　さんのへ】計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県三戸郡三戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び気仙沼市

二　地域再生計画の名称　海と山に囲まれた安全安心のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　気仙沼市の区域の一部（本吉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び宮城県伊具郡丸森町

二　地域再生計画の名称　豊かな資源を生かした丸森型グリーンツーリズム推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県伊具郡丸森町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百七十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　村山市

二　地域再生計画の名称　地域力「活性・創出・育成」プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　村山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　須賀川市

二　地域再生計画の名称　新生須賀川水環境整備計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　須賀川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三